



メキシコの輸出加工区の危機

主任研究員 北島 啓治

メキシコの強力な輸出推進力となっているマキラドーラ(輸出加工区)産業が 2000 年末頃から危機に直面している。マキラドーラでの雇用は 2000 年 10 月から 2002 年 2 月までに約 28 万人減少(マキラドーラ産業はメキシコ経済で最高の解雇率を記録した)し、2001 年 6 月から 2002 年 3 月までに 533 工場(2000 年末にあった総企業の 14.4%に相当)が閉鎖された。

それまではマキラドーラの成長は順調であった。米国との近接さと米墨間の大きな賃金格差という比較優位に基づき 1964 年に米国との国境沿いに初めて設立されたマキラドーラはそれ以降南下し、現在 19 州に及んでいる。そこでは産業用機械・設備、電子・電機、繊維・衣料・皮革を中心として生産されている。マキラドーラの成長はめざましく、メキシコの輸出に占めるマキラドーラの輸出は 1986 年から 2000 年までに 26.1%から 47.6%に上昇した。マキラドーラ設立目的のひとつである雇用はその間に 28 万人から 130 万人に増加した。マキラドーラの総生産は 1990 年代に年平均 18.2%の実質成長を記録し、マキラドーラ企業も 2000 年には NAFTA が発効した 1994 年に比べ 79.4%増の 3,710 社に達した。

危機は米国の景気後退による対外需要の減退による一時的なもの(マキラドーラの輸出の 90%以上が米国向け)であるとの楽観論も一部にはあるが、米国への輸出の競争相手として中国が大きく台頭してきた現実をみて、メキシコ政府が危機感を募らせていることも確かである。中国の安い賃金(たとえば、繊維では中国の輸出加工区の労働力単価はメキシコの 71.4%)、強力な輸出支援策、さらには品質向上と高付加価値化への努力はメキシコの輸出にとって脅威である。また、米国と中米との FTA を視野に入れると、隣国グアテマラにあるマキラドーラとの競争も考慮に入れる必要がある。このため、メキシコ政府はマキラドーラの将来を見据えた戦略の必要性を認識するようになった。ドルベースでの賃金の上昇、法人税制の朝令暮改的な変更などの問題が指摘される中で、メキシコ政府は一連の打開策を打ち出している。具体的には、たとえば

(1) 2003 年 10 月 13 日に法律上の安定を輸出企業に与え、輸出に関わる手続きを簡素化し、競争力を向上させるために 2003 年 5 月 12 日付け「マキラドーラ・セクターの育成とオペレーションに関わる大統領令」(Decreto para el Fomento y Operacion del Sector)を改正した。また、同日、1990 年 5 月 3 日付け「輸出品を生産するための一時輸入プ

プログラムに関する大統領令」(Decreto para Programas de Importacion Temporal para Producir Articulos de Exportacion)の適用を受けている企業のオペレーションに対する障害を取り除くために、同大統領令を改正した。

(2) 経済戦略特区法(Ley de Zonas Economicas Estarategicas)がメキシコの上院で審議中である。財政面での支援パッケージとともに今会期に承認されることが期待されている。新たな経済戦略特区は中国の経済特区を意識したものであり、3年間で250億ドルの投資と約25,000人の雇用創出が見込まれている。

貿易立国であるメキシコは1998年以降貿易赤字に陥っており、輸出の強化は急務となっている。このためにも、マキラドーラの不振を克服し、安定的な成長に導くためにできる限りの支援策が講じられることが期待されている。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>